妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を 理由とする解雇その他不利益取扱い事案への対策

◇男女雇用機会均等法又は育児・介護休業法に基づき、不利益取扱い事案への厳正な対応等について、各都道府県労働局長に対し通達し、改めて適切な対応を徹底 (H21.3)

① 労働者からの相談への丁寧な対応、② 法違反の疑いのある事案についての迅速かつ厳正な対応、③法違反を未然に防止するための周知徹底、④相談窓口の周知徹底 など

◇男女雇用機会均等法の実効性の確保

- ○解雇その他不利益取扱い等に係る苦情・ 紛争の解決の仕組み (苦情の自主的解決、紛争解決の援助及び 調停の仕組み)
- 〇行政指導(勧告)に従わない場合の公表制 度及び過料制度

◇育児・介護休業法の実効性の確保

〇平成21年6月に改正育児·介護休業法が成立し、左記の均等法と同様の仕組みを導入

(施行日:調停を除き平成21年9月30日、 調停については平成22年4月1日)

◇育児・介護休業トラブル防止指導員の設置(平成21年度補正予算案(第2号))

- 〇育休中や復帰時に解雇、退職勧奨等の不利益取扱い等のトラブルを防止するための周知、 指導
- ○個別事案に関する相談対応